

# 琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 講和発効前補償 (1) (土地損失補償)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43673">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43673</a>

視察報告

極秘

DRAFT

アジア局長

三宅参事官

印

アジア局長

二木長

印

technical reasons, some appropriate organization

Although the United States Government has in principle agreed to the payment by the Japanese Government of solatium to Okinawan people, I understand that there still remain two questions as summarized below on which the views of the two Governments need be adjusted.

- 1) The plan of the Japanese Government on the procedures for the delivery of the funds is that the ~~power~~ <sup>authority</sup> to receive and to distribute the said solatium be primarily delegated by Okinawan inhabitants to the Chairmen of the Solatium Disposition Committees to be established. The Chairmen in turn may, if, <sup>due to</sup> ~~they~~ find it necessary, redelegate the said ~~power~~ <sup>authority</sup> to ~~anybody who is residing outside of Ryukyu Islands.~~ <sup>some appropriate organization in Japan</sup>

The U. S. Government disagreed on such re delegation of ~~power~~ <sup>authority</sup> on the ground that it might result in the failure to protect the beneficiaries residing in Okinawa.

- 2) As for the composition of the Solatium Disposition Committees to be established, the U. S. Government expressed the view that it is to be determined by ~~agreement~~ <sup>an</sup> agreement among the Government of the Ryukyu Islands, Nampo Liaison Office and the U.S.C.A.R.

アジア局 32.8.3 局長附

On the first point, I would like to state that after a careful study, the Japanese Government has decided that no re delegation of ~~power~~ <sup>authority</sup> is to be made to persons ~~outside the~~ <sup>residing</sup> ~~to any organization.~~

~~Ryukyu Islands~~ <sup>In Japan</sup> and the solatium should be collectively paid to the Chairmen concerned.

In connection with the second problem, the Japanese Government has already given necessary instructions to Nampo Liaison Office to resume the consultations with the parties concerned. In this regard I believe the composition of the Committees contemplated by the Okinawan side is the most equitable one in reflecting the various interests of the Okinawan inhabitants concerned. Therefore, it would be greatly appreciated if you would recommend the U.S.C.A.R. to approve the composition of the Committees which have been unofficially established by the Okinawan side.

Copy

6 August 1957

Dear Mr. Horsey,

I take the liberty of inviting your attention to the problem of the payment of solatium by the Japanese Government to the inhabitants of Okinawa and beg to state as follows:

Although the United States Government has in principle agreed to the payment by the Japanese Government of solatium to Okinawan people, I understand that there still remain two questions as summarized below on which the views of the two Governments need be adjusted.

- 1) The plan of the Japanese Government on the procedures for the delivery of the funds is that the authority to receive and to distribute the said solatium be primarily delegated by Okinawan inhabitants to the Chairmen of the Solatium Disposition Committees to be established. The Chairmen in turn may, if, due to technical reasons, they find it necessary, redelegate the said authority to some appropriate organization in Japan. The U. S. Government disagreed on such

Mr. Outerbridge Horsey  
Minister,  
Embassy of the United States of America,  
Tokyo.

- 2 -

such redelegation of authority on the ground that it might result in the failure to protect the beneficiaries residing in Okinawa.

- 2) As for the composition of the Solatium Disposition Committees to be established, the U. S. Government expressed the view that it is to be determined by agreement among the Government of the Ryukyu Islands, Nampo Liaison Office and the U.S. C.A.R.

On the first point, I would like to state that after a careful study, the Japanese Government has decided that no redelegation of authority is to be made to any organization in Japan and the solatium should be collectively paid to the Chairmen concerned.

In connection with the second problem, the Japanese Government has already given necessary instructions to Nampo Liaison Office to resume the consultations with the parties concerned. In this regard I believe the composition of the Committees contemplated by the Okinawan side is the most equitable one in reflecting the various interests of the Okinawan inhabitants concerned. Therefore, it would be greatly appreciated if you would recommend the U.S.C.A.R.

to

to approve the composition of the Committees which have been unofficially established by the Okinawan side.

Yours faithfully,

Osamu Itagaki  
Director of  
the Asian Affairs Bureau,  
Ministry of Foreign Affairs.

Dear Mr. Horsey,

*ing*  
I have the honor to refer to the procedures for the delivery of funds specially allocated to the inhabitants of Okinawa and to state <sup>as follows:</sup>

I avail myself of this opportunity to renew to Your Excellency, Monsieur le <sup>high</sup> Minister, the assurance of my best consideration.

*Yours faithfully*

Osamu Itagaki  
Chief Director of  
the Asian Affairs Bureau,  
Ministry of Foreign Affairs,  
The Honorable ~~His Excellency~~ <sup>Mr.</sup> Outerbridge Horsey  
Minister, Embassy of the United States of America

沖繩関係特別措置費十一億に関する対米折衝経緯

三二、七、二〇 ア一課

一、昭和二十年八月より昭和二十七年四月講和条約発効までの七カ年の沖繩占領期間中、米軍は七カ年の累計延坪にして農地三億二千二百七万坪、農地以外の土地一億八千五百六十六万坪その他建物、墓、貯水タンク、石垣立木等を無償で接收使用した事実がある。

右七カ年の貸貸料累計額は沖繩現地の計算によると、百七十一億六千三百三十三万八百六十一円に上ると算定されている。

二、右損失の補償については沖繩住民より、米国民政府にアプローチしたところ、米側は、講和条約第十九条A「日本国は戦争から生じ、又は戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた連合

極秘

国及びその国民に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄し、且つこの条約の効力発生の前に日本国領域におけるいずれかの連合国の軍隊又は当局の存在、職務遂行又は行動から生じたすべての請求権を放棄する。」に基き米側に支払義務なしとしてこれを拒否したため、現地代表一行は昭和三十一年四月二十日上京、国会及び政府関係方面に陳情を行い、日本政府の補償措置を要請するに至った。

三、本件に関する日本側の見解は、右第十九条は沖繩には適用なしとする論（大蔵省）、十九条で、日本国民個人の請求権は放棄され  
ておらず、従つて、米側に請求する余地ありとする理<sup>議</sup>論（法制局）  
十九条がある以上米側には請求し得ざるもこれにより直ちに日本  
側に補償義務ありとはいひ得ない。但し日本政府としては、内地

3  
居住者に対する補償措置を持つた以上政策的に沖縄住民に対しても補償すべしとの論（法務省民事局）が対立し、政府部内の意見が調整されていらい。

4  
四右実情にかんがみ政府は三二年五月二日閣議決定を行い、とりあえず現地の窮状を救うため法律上の結論は別として見舞金として十一億（内訳十億は土地等の接収を蒙つた者に対する分、八千万円は沖縄における外地引揚困窮者分、二千万円は元沖縄県県吏員恩給規則該当者分）を支出する決定を行つた。なお本閣議決定第六項には「沖縄住民が蒙つてゐる損失に關しアメリカ合衆国から損失の補償又は見舞金を受けるとなつた場合においては、その金額のうち第一項の見舞金として支給した額に相当する額はこれを國庫に返還又は帰属せしむるものとする。」と規定されてゐる。

五なお右閣議決定に先立ち一月十七日中川局長より米大使館モーガン参事官に対し口頭で見舞金支出の趣旨を説明したところ二月四

日米国政府としては異存なしとの回答があつた。又三月九日及び四月二日の再度にわたり大野次官よりはホーノン公使に対しては、書面をもつて本件見舞金支出に関する日本政府の見解を伝達してあり、同公使よりは三月二十日米国政府の見解と本件見舞金支出に異存なき旨の回答がもたらされている。

六々々閣議決定の要綱はこれを英文として（但し前記同決定第六項の部分は削除）五月八日中川局長よりキヤン参事官に手交したところ、同参事官より、(一)日本政府より見舞金を受領する機関として結成さるべき沖縄現地の委員会については、右委員会の構成は、琉球民政府、琉球政府、及び南連事務所の三者のアグリーメントにより決定さるべきこと、(二)権利者及び委員会の使用する請求手続に関する様式を承知いたしたい旨の申出があつたので前者の回答は留保しつつ支給細則の手続を英文として、六月二十六日菅沼アジア課長よりスナイダー書記官に手交したところ、これに対しては、只一点即ち、右見舞金の請求受領配分の権限が、見舞金処理委員会から内地に<sup>本拠</sup>手続を有する団体に、白紙委任される点が沖縄権利者の保護のために困ると申し入れてきた。



それによつて本件に関する問題点は右の二点に集約されたので、わが方としては、前者即わち、委員会の構成については現地で話し合い  
差支えない旨を回答することとし、後者については対策を検討中  
である。

沖繩関係特別措置費 (南連報告 七ノ二〇)

(一) 土地補償関係

≒ 2000 世帯 一世帯当り ≒ 20000 (日本円)

(二) 引揚者更生資金

≒ 4000 世帯 / ≒ 4000 円

(三) 恩給関係

一三五名 一名当り ≒ 1800 円

沖縄関係特別支出金之支給細目に関する  
米側意見に対する反論(案)

三二、七、一六

クレームの問題について

一、元来、本見舞金は贈與であるから、その性質上、クレームはあり得ない。

二、見舞金受給者の範囲及びその個人別受給金額は、予算の範囲内において、現地における各見舞金処理委員

総 理 府

会(認)議(華英上決定)する通りに支給されるものぞ

あるから、右の事項に関する関係者の不平不満は、

現地の各処理委員会に提出されることはあるも、再

受任者である南方同胞援護会々長に對してはあり得

ない。

三、関係者から又、以外の事項につき不平希望等がある

た場合は、政府が直接に同援護会々長を指揮監督

総 理 府

一、これら処理するに、受給者の保護に欠ける  
ことはない。

二、本見舞金の請求、受領等につき南方同胞援護会  
会長を経由せしめることの必要性

一、本見舞金の受給予定者は尠たる数に上り、請求  
関係書類も極め々多量に上るが、これらの書類を政  
府が現地から直接受付け、検算、照合、その他異検

総  
理  
府

を、不備なものを返戻、或は照会し、これを整備  
せしめることは事務的に(予算上)不可能である。

二、加り事務は、日本政府の直接指揮監督の下に行われ  
なければならぬところから、本土にあつて政府の直接  
指揮監督の下にある団体に行われ、必要があるが、  
それには南方同胞援護会が最も適当である。

三、見舞金の送金についても、政府が直接に現地関係者

総  
理  
府

に差金することは事務的に困難であるがその手続  
はつゞき、国会として政府に協力せしめる必要があ  
る。

要するに本手続は、日本政府の責任におりて決まる  
べき国内的な手続と考へており、既に自民党及び政  
府内部におりて決定済であるので、これを変更するこ  
とは困難であることを仰了承願いたす。

総  
理  
府

秘

アジア局長

アジア参事官

アジア局第二課 第五

沖繩に対する土地接收等による見舞金

支出に關する米大使館スナイダー書記官との合議

三三六二六ア一長記

六月二十六日午前十時米大使館スナイダー書記官

(ラム書記官に面会を申し込んだ。自分は韓米關係であり沖繩

についてはスナイダーに云つてくれと回答があつた。)を招致して別紙

英文(五月二日閣議決定に見舞金無野金の支給費(領)

を交付し先般モルガン氏より申入れのあつた

入キ方

外務省

22.6.25

(41)

(4)

支給手續の細部を録記したかう、見て貰いたいと

述べたところ、スナイダーはこれを一見して、この年(1945)に

非常に竹筒早もつて、自分は、今のところ田を議のほうに

只請(のこ)の書の中にある。In view of the

difficulties of settling immediately

The problem of compensation...

外務省

はワレディニクの頁に若干の由題あるかも知れずと述べたので  
此旨は、この用語は、日米両政府の本件に關する見解  
には全然影響を及ぼさな<sup>こと</sup>趣旨で非常に考へし  
まい、にものである述べたところ、スナイダーは、当方の見解  
に同意し、首月二日の、スナイダーは、この英文は、フアー  
イースト、コミニストに見えた上で、びくたう日十、由答を

もたうすことを約し、次に、つと處理委員会の構成の問題  
に對り、この点では、元がシ、考へ上旨の、申川局長に、琉球政府  
南方連絡軍務所、に政府の合意を、委員会の構成  
をこの点をも申入れ、局長は、これに同意されたと誤解して  
いるのよかに、向違は、いかに、訂正せらるるに、つて、此旨を、  
この点では、た、い、女、考へ上旨の、本年委員会の、メ、ハ、も、既に

島嶼の七ヶ所  
 松竹  
 香取の構  
 は北地三枚園  
 根拠する  
 了る由、北地は  
 自由を方面  
 の遊路に  
 北地にお  
 新居を  
 の三枚園  
 有る上、これ  
 めると、や  
 加平宜に  
 とも、これ  
 北地は、  
 北地は、  
 北地は、  
 北地は、

決つてあり、形式上は三者で定めるとして、  
 手口合を承認するに、  
 これを了承して、  
 中川  
 の了解に  
 外務省

手口合のメンバーの上を、  
 同業、  
 単用上、  
 と、  
 了解したと、  
 も、  
 外務省

源

アシア局長

アシア参事官

アシア局第一課長

スナイター書記官との会談要旨

三三七・一五  
ア一課

327.15

一 七月十五日在日米大使館スナイター書記官と

昼食の機会を持ち、懸念の「沖縄関係

特別対策費十一億の支給細目について米大

使館が電報で督促された結果如何と訊ね

たところ、実は今日琉球民政府から回答を寄越



外務省

回覧番号  
ア一 939

した。只一つだけ問題があると述べて次の点を指摘して来た。

1. 別紙英文第二項のC. The solution will

be paid collectively to the Chairman of

the OKINAWA Association of Mayors, Town

and Village Headman ( or any body

else to whom representation has been

外務省



re-delegated by the Chairman) の格内

(請求領收配分の

部分に關し、沖繩在住の受益者については、代表

権が再委任される者は、沖繩内に居住している

団体又は個人でなくては困る。再委任が日本国

内に居住している団体又は個人になされた場合は

沖繩在住者は、直接のコンタクトも採り得ないし、

且つコンプレインの持つて行き所もなくなる次第であつて

外務省

右の団体は個人と

神繩在住者は、直接のコンタクトも採り得ないし、

且つコンプレインの持つて行き所もなくなる次第であつて

外務省

この莫は例えは、仮に米國が日本居住の日本人に何等

かの金を出さうという場合、日本に委任を受けたり、コミ

テイができた場合、この「コミテイ」が更に、その権限を

米國內のある団体に再委任したる受益者の日本

人が如何に困るかを想像したる判るたう」と述べ

た。右に對しては、菅沼より、貴方の争げられた

例は潜在主権を持つてゐる、日本と沖繩との關係

外務省

例は潜在主権を持つてゐる、日本と沖繩との關係

外務省

例は潜在主権を持つてゐる、日本と沖繩との關係

外務省

甲越

とは異なると思う。しかしその真は、日本側としても  
検討し、反駁すべきものは反駁を行う積りが一志  
伺って御返事すると述べておいた。

ニ右米側委員は早速南連竹林一課長に連絡し

再委託の古文に問題があるのは、再委託はよめて十一億

の同胞援護会を通過して、沖繩の委託を答へる者に

支出される形式を持つて如何とサチエストーにどう

外務省

同課長は言は、この十一億は依託費員はははのて

政府の直接受益者あはその委託を答へる者に

支拂う建前にはつてゐる。南議決案第五項にも

「第一項の員無料金を支給するに當つては内閣総理

大臣は員無料金を支給者の責任状に見るべきを

代理人に對しその見無料金を一積る付するを結ぶに

外務省

よるものとす。と申すは、あるのて、どうも南方同胞  
援護会が、存続代理人から再委任を求めた形式に  
しつと金の同金に差は、わけがある。金南方同胞  
援護会に金を渡す。ためのフィクションとして再委任を  
求むたのて、この点の困るといふことは、問題である。いづれ良く  
相談して述べたい。

対日平和条約発効前における沖縄の米軍による土地等の接収等に  
基き損失を蒙つた者に対する見舞金の支給について（案）

昭和三十二年五月二日閣議決定「沖縄関係特別措置費の支出について」  
第三項に基き沖縄住民に対する土地等の損失に関する見舞金（以下「見  
舞金」という。）の支給を受ける者の範囲及び支給額の算定方式並びに  
その支給の手続等に関し左記のとおり定めるものとする。

記

一 見舞金の支給を受ける者の範囲

見舞金は、昭和二十年八月十六日から昭和二十七年四月二十七日ま  
での間に沖縄の米軍接収による土地等の損失を蒙つた土地等の所有者  
等として沖縄軍用土地等見舞金処理委員会（以下「見舞金処理委員会」  
という。）が認証した者に対して支給する。

二 支給額の算定方式

日本政府は、沖縄の米軍接収による土地等の損失であつて補償を受  
くべきものについては、その種類及び金額等その実態を調査確認する  
手段を持たないので、本件の見舞金受給者に対する支給額は、総額十  
億円の範囲内において、見舞金処理委員会が、本件に定めるものを除  
く外その定める方式により同一の事情にある者に対して同一の取扱を  
与える原則をもつて認証した額とする。

三 支給の手続

見舞金の支給手続は左によるものとする。

1. 見舞金の支給を受けようとする者は、別紙様式による見舞金請求  
書に、その記載事項につき関係市町村長の証明を受け、これを見舞  
金処理委員会委員長に提出するものとする。

2. 見舞金処理委員会委員長は、前項の見舞金請求書を受理した場合  
にその受給者及び支給金額につき認証を行つたうえ、内閣総理大臣  
に進達するものとする。

3. 見舞金の支給に当つては、その受給者の別紙様式による委任状に  
基き、その受領代理人たる見舞金処理委員会委員長たる沖縄市町村  
長会長（当該委員長が再委任を行つた場合にはその再委任を受けた  
者。）に対し一括交付する手続によるものとする。

(別紙様式)

見舞金請求書

沖繩の米軍接収による講和発効前に係る土地等の損失の補償に関する問題が早急に解決することが困難であるので、日本政府は、右の損失を蒙つた土地等の所有者等に対し今回限りの特別の措置として見舞金を支給せられる趣旨を了承し、「沖繩関係特別措置費の支給について」(昭和三十二年五月二日日本政府閣議決定)に定めるところにより見舞金を別添調書に基き支給せられたる旨請求致します。

昭和 年 月 日

(何々市町村関係分)

請求者住所  
氏名

内閣総理大臣 殿

備考

1. 本請求書(別添調書を含む)は各市町村関係分毎に連記することができること。
2. 右により連記する場合には、各請求者につき請求書及び調書に同一の一連番号を附すること。
3. 本請求書(連記する場合には各市町村関係分毎にその末尾)には、その記載事項について別添調書のとおり相違ない旨の關係市町村長の証明、沖繩軍用土地等見舞金処理委員会の認証を附すること。

(添付書類)

単用土地等見舞金に関する調査

住 所	氏 名	見舞金申請額	備 考

備考 備考欄には損害申告額を記入すること。

委任者割印

円紙

委任状

私儀

沖繩市町村長会長吉元榮真を代理人と定め左の権限を委任する。  
一 沖繩土地等に対する特別措置費の請求、領収、配分等に関する一切の件。

二 右の件を財団法人南方同胞援護協会会長波沢敏三に再委任する件。

昭和三十三年三月二十五日

現住所

氏名

印

備考

- 1 委任状は各市町村関係分毎に連記することができること。
- 2 右により連記する場合には各委任者につき見舞金請求書の一連番号と同一の一連番号を附すること。





べて、別添のよ様な書ものを同公使  
に手交した。

本官から、この書ものは、さる三

の綴り

月九日貴公使にお渡しした日本側見  
解となんら異なるものではないと敷え  
ん説明したところ、同公使はこれを

一讀し、結構であると答えた。

なお、三月二十日の本官と同公使

との会談の際、同公使から指摘され

た三月十八日衆議院予算委員会にお

ける島上代議士に対する岸首相の答

弁中、この見舞金は特別措置であつ

て、当然アメリカが支拂うべき保障  
金を日本が立替えておくという解釈  
にたつており、そのことはアメリカ  
側にもわれわれの意向として通告し  
てあるとの趣旨を述べられている矣に  
つき、本官から、その後速記録を取

外務省

り寄せて調査したところ、日本側が  
当然アメリカが支拂うべきものを一  
時立替えて拂うのだという解釈をア  
メリカ側に通告してあるというこ  
とは事実と反することを発見した。  
おそらく岸首相が若干思い違いとし

外務省

ておられたものゝ如くであると釈明  
したところ 同公使は、これを諒と  
した。

ナ  
ジ  
丁  
局  
長  
三  
月  
二  
十  
日  
洋  
大  
使  
館  
ス  
テ  
ィ  
シ  
ー  
長  
官  
官  
舎  
所  
長

As to the procedures for the delivery of the funds which will be appropriated for the people in Okinawa, the idea of the Japanese Government is as follows:

1. Solatium (¥1 Billion) for the economic losses to land requisitioned prior to the coming into force of the Peace Treaty.

Those who are eligible for the solatium are requested to submit an application accompanied by a certificate issued by a Mayor concerned to the Chairman of the Okinawa Mayors Association.

The Chairman receiving the applications is requested to transfer them to the G.R.I. on behalf of the applicants.

The G.R.I. is requested to examine the applications and transmit them to the Prime Minister's Office through the Naha office of the Nampo Liaison Bureau.

The fund for the solatium will be delivered in lump-sum to the Relief Association for Okinawa and Ogasawara Islanders (Nampo Doho Engo-Kai). It is requested that the said association compute the amount due on each application and forward the money to the Chairman of the Okinawa Mayors Association who represents the applicants.

2. Fund (¥80 Million) which will be used for the welfare of repatriates.

The Japanese Government will deliver the fund in lump-sum to the G.R.I.

The

回覧番号  
了- 340

ナジ丁局  
32.3.40  
局長所

The G.R.I. is requested to use the money to help the repatriates who are in most need of such assistance.

3. Fund (¥20 Million) to be paid to the former Okinawa prefectural officials who have not received retiring allowances.

The Japanese Government will deliver the fund in lump-sum to the G.R.I.

The G.R.I. is requested to pay the money to the eligible persons.



アジア局長 次長

第一課長

大野次官、ホーレー在京米大使人会議の件

(照三三三三三三、大野次官口述)

月二十日在京米大使館ホーレー公使のホメにより、ホ

引見し会議した概要の通り。

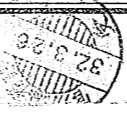
ホーレー公使から本日午去る九日貴官と会議した中、

に對する日本政府の見舞金の問題について、

第一であるが、述べて別流甲類のような英文の答

は書き物を本官に手交し、この書き物が本件に

外務省



次

官房長

参事官

欧米局長

第一課長

第二課長

了米政府の意向であるから、希冀知願いたいと述べた。

初て本官はこの書き物の前段と後段との法理的繋がり

如何と質問したところ、同公使はその繋がりも全くない、唯

段々合衆国政府の見解を述べ、後段は日本の行つた

見舞金の贈与に對して感謝の意を表している次第

であると答えた。初て本官から今回の中絶に對する見

舞金は先般貴公使との席にお話したような趣意のものを

外務省

もう一層  
の信此のま  
を紙に書い  
ておき  
たこと  
ある  
こと  
ある

あつてその際おぼしめた城方の書き物に現われている通りである  
から左様申前が張りの通り述べた。

二、ホーレー公使が別添で御のようは三月十日廿の朝日抄に

夕刊に掲載された昨日の衆議院予算委員会における

山岸総理と社会党の島上善五郎氏との間の沖繩に対する

見舞金の問題に對する問答の要旨の記事を本官

に示し各單科抄の報道における確たることは分るが

外務省

山岸首長がこの抄に記すに現われている通りは答弁を  
ていふことなるが、この事は、又と異つてゐるのでその点大つて

貴方の注意を喚起したと申すので本官から抄に記す

は僅かに三行で片づけしてゐるので、東してこの趣意を述べたが、

ルビも全部の答弁の中の一段落だけを取立てて書いてゐるのか

その辺のことよく分らぬから速記録子について確かめて見た

と思ふ。いかんせん其が明白になつた場合は更に貴方へ

外務省

連絡カードは添へておいた。

外務省



14  
号

Article 19 (a) of the Peace Treaty clearly relieves the United States of responsibility for pre-treaty claims in the Ryukyus by stating that: "Japan . . . waives all claims arising from the presence, operations or actions of forces or authorities of any of the Allied powers in Japanese territory prior to the coming into force of the present treaty".

The Government of the United States is gratified that the Japanese Government has undertaken to make a payment on Ryukyuan claims for the pre-treaty period.

乙号

# 国民的意思は表明 の訪米 原水爆の実験禁止 首相言明

衆議院委員会十八日午前十一時五分開会。三十二年年度第二次補正予算案について、松浦首相が衆議院に演説し、原水爆の実験禁止を表明した。首相は演説で、原水爆の実験禁止を表明し、国民的意思を尊重する旨を述べた。

## 衆院予算委

衆議院委員会十八日午前十一時五分開会。三十二年年度第二次補正予算案について、松浦首相が衆議院に演説し、原水爆の実験禁止を表明した。首相は演説で、原水爆の実験禁止を表明し、国民的意思を尊重する旨を述べた。

首相 松浦氏は米、ソ連にも行って、原水爆実験禁止を訴えたといっているが……  
首相 米、ソ連へは通電五機に、別の電報を送った方が効果的だ。

首相 日、英交渉は日、英の正統化を進めていくべきで、最初交渉はなっていないので、大に立つてお互いに協力するべきだ。松浦氏は、ソ連も根本に立つて考え直して欲しいと、思っている。私はワシントン大使と一回会談したが、以上のようなことを話し、直談判を政府に促さなければならない。

首相 交渉打断のため、新しく提案したが、別の新しい外交交渉を考へているか。  
首相 新提案は全くない。東京交渉は進行して、ソ連府に対して大論的、政治的な種解を要請している。

首相 松浦氏、ソ連問題について反対の松浦下長、松浦下長は、英面は各閣から選ぶべきだ。首相 英面は各閣から選ぶべきだ。首相 英面は各閣から選ぶべきだ。

首相 松浦氏、ソ連問題について反対の松浦下長、松浦下長は、英面は各閣から選ぶべきだ。首相 英面は各閣から選ぶべきだ。首相 英面は各閣から選ぶべきだ。

首相 松浦氏、ソ連問題について反対の松浦下長、松浦下長は、英面は各閣から選ぶべきだ。首相 英面は各閣から選ぶべきだ。首相 英面は各閣から選ぶべきだ。

首相 松浦氏、ソ連問題について反対の松浦下長、松浦下長は、英面は各閣から選ぶべきだ。首相 英面は各閣から選ぶべきだ。首相 英面は各閣から選ぶべきだ。

首相 松浦氏、ソ連問題について反対の松浦下長、松浦下長は、英面は各閣から選ぶべきだ。首相 英面は各閣から選ぶべきだ。首相 英面は各閣から選ぶべきだ。

首相 松浦氏、ソ連問題について反対の松浦下長、松浦下長は、英面は各閣から選ぶべきだ。首相 英面は各閣から選ぶべきだ。首相 英面は各閣から選ぶべきだ。

~~(DRAFT)~~

~~My dear Sir Susanta~~

~~I have received your note of March eleventh relative to  
the for the coming visit of the~~

0  
0  
0

0  
0  
0

沖縄における補償問題（周）米大使館と軍路の件

（昭三三、一、一七、中川記）

一月十七日（木）午前一〇、三〇米大使館モーガン参事官の来訪を求め左のとおり会談せり。

（中）沖縄における米軍による住民の損害が平和条約発効前のもの約一七〇億円に上り、現地住民は米軍当局に交渉したところ米軍当局からは右は平和条約第十九条により

日本政府は請求権を放棄しているから米側に請求すべしものか、日本政府に申し出るべきものかあると言つて却下した趣がある。それが昨年六月頃より右補償方につき現地住民側より日本政府に陳情がある。

日本政府では、これを研究した結果法律論としての結論は別とし、予算上の問題として金額はまだ未定があるが相当額の見舞金を出す考之がある。右支出の形についても

またまきつていな、があるいは個々の損害額を調べるため現  
地に人を派遣する必要があるかも知れない。いざ小にせよ従  
来の経緯から見ても米政府として右日本側の措置に異  
存はないものと思ふに知らせする。  
(モ) 情報を感謝する。早速米政府に報告し、何かりアク  
シヨニがあったら知らせしよう。  
(その後モ一がニヤリとらへ連絡すし一月三十日(水)電話が向

合せたところ「モ」は実はその後何らとも華府から言ってきた  
いな。念のためもう一度電報して見ると答えた。

米大使館モーガン参事官と会議の件

(昭三二、四(月)前二〇、三)  
於外務省 中川記

二月四日(月)午前十時半米大使館モーガン参事官(政務担当)未訪左の如き連絡を受けりた。

一) 沖繩における米軍の措置による損害の中平和条約発効前  
の分に付日本政府において見舞金を出す件については、外務省

外務省

に連絡しておいたところ、外務省より米政府において別に異  
存なき旨の回答があった。

二) 沖繩視察団が現地へ行かざる際はレムニツァー司令官の  
責務であるのか別に旅券等の渡航文書はいらなむ。(中川より  
本会議員五名の人選が未だ行われず、遺憾があるが、本  
会も再席したのが近く決定すると思ふ旨説明) 民間から  
の代表は五名位が有力実業家、大学総長等がある。

外務省

事務次官傳

欧米局長

極秘

要写

記録分類

電信案(甲)

電信課長

発電係

9 46

主管 アジア局長

主任 アジア局第一課長

起案者

在米  
谷大使

岸外務大臣

件名 沖繩住民に見舞金支給届する件

暗略

第 2000 号 (甲種)

一 沖繩に在る米軍措置に基く損害が平和

条約等知事のもの約一億二千万現地住民は

米軍当局と交渉し且とも米軍は石口平和

外務省

電送第 002970 号  
昭和 32 年 3 月 9 日 午後 2 時 3 分 発

回覧番号

アジア局  
32.3.9  
局長附

茶約不下九条により日本政府は請求権を放棄し、  
 したがって米側は請求するべき筋合のものはないと却下された  
 こと、  
 一、政府は陳情が行われた。政府はこれを研究の結果、  
 法律上の結論は別として、  
 二、  
 三、  
 四、  
 五、  
 六、  
 七、  
 八、  
 九、  
 十、

電信案

外務省

合参事官<sup>から</sup>米<sup>米</sup>国政府は<sup>米</sup>見舞金<sup>の</sup>支出に異存  
なき旨の回答がなされた。

三、政府と一口凡そ十億の<sup>米</sup>見舞金<sup>を</sup>三二年  
を補正予算に組<sup>み</sup>入<sup>れ</sup>ることとし、この<sup>米</sup>見舞金<sup>は</sup>法律  
的見地によるもの旨を<sup>米</sup>明瞭<sup>を</sup>示<sup>し</sup>め<sup>て</sup>おくに付、

三月九日ホーレー公使を招致、大野次官から  
別電英文書と物と手交<sup>せ</sup>られ、その際

電信案

外務省

より<sup>米</sup>米海<sup>に</sup>ついては<sup>米</sup>米海<sup>に</sup>関する<sup>米</sup>米海<sup>に</sup>関する  
下<sup>米</sup>米海<sup>に</sup>関する<sup>米</sup>米海<sup>に</sup>関する<sup>米</sup>米海<sup>に</sup>関する  
法律論が公表

これは米<sup>米</sup>米政府<sup>と</sup>ともとの<sup>米</sup>見解<sup>を</sup>表<sup>し</sup>て<sup>る</sup>こと  
元<sup>米</sup>米海<sup>に</sup>関する<sup>米</sup>米海<sup>に</sup>関する<sup>米</sup>米海<sup>に</sup>関する<sup>米</sup>米海<sup>に</sup>関する  
米<sup>米</sup>米海<sup>に</sup>関する<sup>米</sup>米海<sup>に</sup>関する<sup>米</sup>米海<sup>に</sup>関する<sup>米</sup>米海<sup>に</sup>関する  
米<sup>米</sup>米海<sup>に</sup>関する<sup>米</sup>米海<sup>に</sup>関する<sup>米</sup>米海<sup>に</sup>関する<sup>米</sup>米海<sup>に</sup>関する  
米<sup>米</sup>米海<sup>に</sup>関する<sup>米</sup>米海<sup>に</sup>関する<sup>米</sup>米海<sup>に</sup>関する<sup>米</sup>米海<sup>に</sup>関する  
米<sup>米</sup>米海<sup>に</sup>関する<sup>米</sup>米海<sup>に</sup>関する<sup>米</sup>米海<sup>に</sup>関する<sup>米</sup>米海<sup>に</sup>関する

電信案

外務省



要写

秘

記録分類

事務次官  
欧米局長

信

電信案(甲)

外務省

暗略

第

311

号

別紙英文の通り

件名 伊統佐良に対する見舞金送付の請求書(伊統佐良)  
宛 右米 谷大使

発着 大臣

昭和32年3月9日起案

主管 アジア局長

主任 アジア局第一課長

起案者

電信課長

発電係

9 47

Doc

電送第 002971 号  
昭和32年3月9日午後2時12分発

回覧番号

